

●第 29 回広島市都市計画審議会(H21 年 5 月 26 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について (広島市決定) ※前回からの継続審議	西風新都石内湯戸・下沖地区	西風新都石内湯戸・下沖地区において、商業施設や地区の特性を活かした個性ある生活利便施設を誘導し、賑わいと魅力あふれる市街地環境の形成を図るよう、地区の地権者で組織する広島市佐伯区石内湯戸・下沖地区土地区画整理組合設立準備委員会より、都市計画法第21条の2の規定に基づき地区計画の都市計画提案があった。 この提案は「ひろしま西風新都都市づくり推進プラン」の土地利用方針に沿ったものであることから、地区計画を決定するものである。
用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更について (特定行政庁:広島市長) ※前回からの継続審議	西風新都石内湯戸・下沖地区	市街調整区域内の建築物の容積率等の数値については、建築基準法の規定に基づき、都市計画審議会の議を経て定めている。この度、市街化調整区域内において、西風新都石内湯戸・下沖地区の地区計画が定められるため、当該区域内の容積率等の数値にあわせて、建築物の容積率等を変更する。